

## 令和2年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年1月22日（金） 午前9時から午前10時20分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	欠	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

### 推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	松元 渡	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明  
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

### 5 事務局職員

局 長 長友 浩志  
 次長兼振興係長 西迫 博  
 農地係長 下原 隆二  
 主 査 福嶋 雅明  
 主 査 井手口 剛  
 主 査 関口 実  
 主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）  
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）  
 主 幹 前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 倉田 雪男 委員 ・ 田中 次男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年1月22日（金） 開会 午前9時 閉会 午前10時20分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会します。事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は福元副会長の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお推進委員の出席は求めておりません。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号8番の倉田委員と、9番の田中委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。なお、推進委員の総会への出席を求めていませんので推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

それでは、議事に入ります。1頁、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第81号、1頁から61頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和3年1月25日です。合計面積は52万5千307.75㎡、うち更新分8万3千712㎡、内訳、田4万9千663.75㎡、畑47万3千700㎡、樹園地1千944㎡です。利用権を設定する者180人、設定を受ける者71人です。始期は、いずれも令和3年2月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年、15年です。次の3頁から48頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から4番までは、設定期間が1年です。1番から3番までは全て、賃借権で新規設定。4番は賃借権で再設定。5番、次の頁の6番は、設定期間が2年で、賃借権で新規設定。

次に、4頁7番から9頁29番までは、設定期間が3年です。4頁7番から9番までは全て賃借権で新規設定。

次に、5頁10番から13番までは全て賃借権で新規設定。

次に、6頁14番から17番までは全て賃借権で新規設定。

次に、7頁18番から22番までは全て賃借権で新規設定。

次に、8頁23番から25番までは全て賃借権で新規設定。

次に、9頁26番は、賃借権で新規設定。27番から29番までは全て賃借権で再設定。

次に、10頁30番は、設定期間が4年で、賃借権で再設定。次の31番から26頁の97番までは、設定期間が5年です。10頁31番、32番は賃借権で新規設定。

次に、11頁33番、34番は、賃借権で新規設定。35番は、使用賃借権で新規設定。36番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁37番から41番までは全て賃借権で新規設定。

次に、13頁42番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。43番から45番までは全て賃借権で新規設定。

次に、14頁46番から49番までは全て賃借権で新規設定。

次に、15頁50番から53番までは全て賃借権で新規設定。

次に、16頁54番から57番までは全て賃借権で新規設定。

次に、17頁58番から61番までは全て賃借権で新規設定。

次に、18頁62番から65番までは全て賃借権で新規設定。

次に、19頁66番から68番までは全て賃借権で新規設定。

次に、20頁69番から72番までは全て賃借権で新規設定。

次に、21頁73番から77番までは全て賃借権で新規設定。

次に、22頁78番から81番までは全て賃借権で新規設定。

次に、23頁82番から84番までは全て賃借権で新規設定。

次に、24頁85番から89番までは全て賃借権で新規設定。

次に、25頁90番から93番までは全て賃借権で再設定。

次に、26頁94番は、使用賃借権で再設定。95番は、賃借権で再設定。96番、97番は、使用賃借権で再設定。次の98番から36頁の132番までは、設定期間が6年です。26頁、98番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁99番から101番までは全て賃借権で新規設定。

次に、28頁102番、103番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁104番から106番までは全て賃借権で新規設定。

次に、30頁107番から111番までは全て賃借権で新規設定。

次に、31頁112番から115番までは全て賃借権で新規設定。

次に、32頁116番から119番までは全て賃借権で新規設定。

次に、33頁120番から123番までは全て賃借権で再設定。

次に、34頁124番は、使用賃借権で再設定。125番から127番までは全て賃借権で再設定。

次に、35頁128番から131番までは全て賃借権で再設定。

次に、36頁132番は、使用賃借権で再設定。次の133番から47頁の179番までは、設定期間が10年です。36頁133番から135番までは全て賃借権で新規設定。

次に、37頁136番は、賃借権で新規設定。137番、138番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。139番は、賃借権で新規設定。

次に、38頁140番から143番までは全て賃借権で新規設定。

次に、39頁144番、145番は、賃借権で新規設定。146番は、使用賃借権で新規設定。147番は、賃借権で新規設定。

次に、40頁148番は、賃借権で新規設定。149番は、使用賃借権で新規設定。150番、151番は、賃借権で新規設定。

次に、41頁152番、153番は、使用賃借権で新規設定。154番、155番は、賃借権で新規設定。

次に、42頁156番は、賃借権で新規設定。157番は、使用賃借権で新規設定。

次に、43頁158番は、使用賃借権で新規設定。159番から162番までは全て賃借権で新

規設定。

次に、44 頁 163 番は、使用貸借権で新規設定。164 番は、賃借権で新規設定。165 番は、使用貸借権で新規設定。166 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁 167 番は、賃借権で新規設定。168 番から 171 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、46 頁 172 番は、賃借権で再設定。173 番から 175 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、47 頁 176 番から 179 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、48 頁 180 番は、設定期間が 15 年で、使用貸借権で新規設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁 1 番から 4 番までの 1 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、5 番から 4 頁、6 番までの 2 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、7 番から 9 頁、29 番までの 3 年もの 23 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、10 頁、30 番の 4 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、私の案件がありますので、年長委員であります畠井委員と交代いたします。

畠井 　次に、10 頁、31 番から 26 頁、97 番までの 5 年もの 67 件ですが、13 頁、42 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので木場会長に退席をいただき審議します。

（木場会長：退席）

13 頁、42 番について事務局の説明をお願いします。

下原 　13 頁の 42 番は、貸人木場会長が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

畠井 　木場会長に係る 13 頁、42 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（木場会長：議席へ着席）

木場会長に係る案件は、許可と決定いたしました。これで、私の務めは終わりましたので会長と交代いたします。

議長 　次に、残りの 5 年もの 66 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁、98 番から 36 頁、132 番までの 6 年もの 35 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、36 頁、133 番から 47 頁、179 番までの 10 年もの 47 件ですが、37 頁、137 番、138 番と 46 頁、173 番から 175 番までが議事参与の制限にあたりますので榎原委員に退席をいただき審議します。

(榎原委員：退席)

それでは、37 頁、137 番、138 番と 46 頁、173 番から 175 番を事務局の説明をお願いします。

下 原 37 頁の 137 番、138 番と、46 頁の 173 番から 175 番までは、借人榎原委員が賃借権の新規設定、再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 榎原委員に係る 37 頁、137 番、138 番と 46 頁、173 番から 175 番の 10 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(榎原委員：着席)

榎原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。次に残りの 10 年もの 43 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48 頁、180 番の 15 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、49 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、49 頁から 53 頁です。49 頁で説明します。公告年月日は令和 3 年 1 月 25 日、合計面積は、2 万 6 千 333 m<sup>2</sup>です。うち、田 7 千 713 m<sup>2</sup>、畑 1 万 8 千 620 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 10 人、所有権の移転を受ける者 8 人です。50 頁をご覧ください。1 番、2 番は、あっせん協議成立。次の 3 番から 52 頁の 10 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 53 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の新村委員と西ノ原委員に報告をお願いします。

新 村 議席番号 4 番の新村です。

53 頁の農地移動適正化あっせん事業活動報告の 1 番について、報告いたします。1 月 7 日、串良農村環境改善センターにおいて、譲渡人と譲受人の出席のもと、あっせん委員として上穂木委員と新村の 2 名、事務局職員が同席し、農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、茶を主体としておられる鹿屋市の認定農家で、協議の結果、10a 当たり 30 万円、4 筆の合計が 5,989 m<sup>2</sup>であったので、総額 1,796,700 円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

西之原 議席番号 6 番の西ノ原です。

2番について、報告いたします。1月8日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員2名、事務局職員が同席し、鹿屋市役所本庁舎で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、露地野菜を主としておられます。協議の結果、10a当たり70万円の総額3,853,500円であっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。次に、所有権移転協議が成立したものの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下原 　中間管理権設定については、54頁から61頁です。54頁で説明します。公告年月日は、令和3年1月25日です。合計面積は、7万8千377㎡で、うち、田3万4千337㎡、畑4万4千40㎡です。利用権を設定する者14人、利用権の設定を受ける者8人で、全て新規設定であります。始期は令和3年2月1日で、期間は5年、7年2ヶ月、10年です。

55頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1番は、設定期間が5年で、賃借権。2番から4番までは設定期間が7年2ヶ月で、全て賃借権。次の5番から58頁の16番までは、設定期間が10年です。55頁6番から8番までは全て賃借権。

次に、56頁9番は、賃借権。10番は、使用貸借権。11番、12番は、賃借権。

次に、57頁13番、14番は、賃借権。15番は、次の頁にかけて、使用貸借権。

次に、58頁16番は、使用貸借権。次の17番からは、公社から借人への転貸設定です。17番は、設定期間が5年で、賃借権。18番、19番は、設定期間が7年2ヶ月で、賃借権。20番は、次の頁にかけて、賃借権。

次に59頁21番は、賃借権。22番は、使用貸借権。

次に60頁23番から25番までは全て、賃借権。

次に61頁26番は、使用貸借権。以上です。

議長 　ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、55頁、1番の5年もの1件と、2番から4番までの7年2ヶ月もの3件と5番から58頁、16番までの10年もの12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の58頁、17番の5年もの1件と18番、19番の7年2ヶ月もの2件と20番から61頁、26番までの10年もの7件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、62頁、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 82 号、62 頁から 70 頁です。70 頁で説明します。今回は、所有権移転 21 件、地上権設定 10 件の計 31 件です。内訳は、田 15 筆、1 万 5 千 391 m<sup>2</sup>、畑 51 筆、8 万 744 m<sup>2</sup>、計 66 筆、9 万 6 千 135 m<sup>2</sup>です。

初めに、62 頁です。1 番は、田 231 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、畑 446 m<sup>2</sup>の贈与です。3 番は、畑 1 千 296 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、畑 95 m<sup>2</sup>の売買です。5 番は、畑 168 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、63 頁、6 番は、畑 1 千 600 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、畑 997 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑 278 m<sup>2</sup>の贈与です。9 番は、次の頁にかけて、畑 1 万 8 千 370 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、64 頁、10 番は、次の頁にかけて、田 8 千 536 m<sup>2</sup>、畑 1 万 7 千 724 m<sup>2</sup>、計 2 万 6 千 260 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、65 頁、11 番は、畑 279 m<sup>2</sup>の贈与です。12 番は、次の頁にかけて、畑 906 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、66 頁、13 番は、畑 2 千 692 m<sup>2</sup>の交換です。14 番は、次の頁にかけて、田 3 千 354 m<sup>2</sup>、畑 7 千 975 m<sup>2</sup>、計 1 万 1 千 329 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、67 頁、15 番は、畑 1 千 24 m<sup>2</sup>の売買です。16 番は、畑 888 m<sup>2</sup>の売買です。17 番は、田 1 千 104 m<sup>2</sup>の売買です。18 番は、次の頁にかけて、畑 1 千 527 m<sup>2</sup>の贈与です。

次に、68 頁、19 番は、畑 887 m<sup>2</sup>の売買です。次の 20 番から 70 頁の 29 番までは、地上権設定です。5 条申請の一時転用と関連であり、営農型太陽光発電施設の設置に伴うものです。設定期間は、一時転用期間と同じ期間で、10 年間です。3 条許可は 5 条許可と同時許可になります。

次に、70 頁、30 番、31 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 次に、引き続き調査がなされていますので、70 頁、30 番、31 番を寺下委員に、報告をお願いします。

寺 下 議席番号 16 番の寺下です。去る 1 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、70 頁の 30 番ですが、下限面積と市外取得の調査です。申請者は大崎町の方で、現在耕作している農地の贈与を受けるものです。現在牛 6 頭を飼育しており、農作業に必要な農機具等も所有し、今回、取得する農地には米を作付けするとのことでした。

次の 31 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は、所有しておりました。今回、取得する農地にはさつまいもを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 31 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、71 頁、議案第 83 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 83 号、71 頁です。今回は 1 件で、畑 1 筆、23 m<sup>2</sup>となっています。1 番は、駐車

場を整備するもので、農地区分は1の3です。以上です。

議長 ただいま、説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、72頁、議案第84号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第84号、72頁から81頁です。81頁で説明します。今回は、39件で、田8筆、2千878㎡、畑41筆、4万7千472.56㎡、計49筆、5万350.56㎡となっています。

72頁をご覧ください。1番は、事務所を整備するもので、農地区分は3の4です。農地区分の街区とは、道路によって区画された地域のことをいいますが、街区内の宅地の面積の割合が40%を超えている場合に該当します。

2番は、物置、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、建売住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

5番、次の頁の6番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

次に、73頁、7番は、太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は2の4です。

次に、74頁、8番は、駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。

次の9番から75頁の14番までは、鶏舎、管理棟、排水分離層などを整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、75頁、15番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。16番は、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に、76頁、17番は、飼料用タンク置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次の18番から80頁の39番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、76頁、18番から78頁、26番までを郷原委員に、78頁、27番から29番までを畠井委員に、78頁、30番から79頁、32番までを園田委員に、79頁、33番から80頁、35番を寺下委員に、80頁、36番から39番までを郷原委員に報告をお願いします。

郷原 議席番号11番の郷原です。去る1月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、76頁の18番ですが、申請地は旧浜田小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は県外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に19番ですが、申請地は野里小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街

地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 20 番ですが、申請地は野里小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅 3 棟を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 21 番ですが、申請地は徳田脳神経外科の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に貸家 2 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 77 頁の 22 番ですが、23 番も隣地で同様の申請ですので併せて報告します。申請地は大浦町公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の法人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に 24 番ですが、25 番も隣地で同様の申請ですので併せて報告します。申請地は池田病院の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に 78 頁の 26 番ですが、申請地は池田病院の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、18 番から 26 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

畠 井 議席番号 13 番の畠井です。去る 1 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、78 頁の 27 番ですが、申請地は笠之原公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内に位置するため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地奥の、宅地造成地への進入路の一部として整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 28 番ですが、申請地は細山田中学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の

農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅8棟、進入用道路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に29番ですが、申請地は吉ヶ別府公民館の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、27番から29番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園 田 議席番号14番の園田です。去る12月23日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。78頁の30番から79頁の32番まで、併せて報告します。申請地は、下高隈町、鹿屋市資源センターの南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備する計画です。申請地では、農業法人が引き続き、茶を栽培する計画です。転用の期間は10年間となります。調査に当たっては、以前、許可を受けて、完成している施設を確認した後、先の総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、地域の平均単収に比べて2割以上減少しないこととなっておりますが、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとされており、パネルの配置計画や、すでに完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、施設と隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われま。ただし、79頁の32番は、隣接農地の所有者とトラブルが発生しないよう、透明パネルの設置について検討することを指導したところです。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。以上のことから、調査員としては、営農型太陽光発電施設の設置による一時転用は支障がないと判断しました。以上です。

寺 下 議席番号16番の寺下です。去る12月23日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。79頁の33番から80頁の35番まで、併せて報告します。申請地は、東原インターの南東と、東原小学校の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、営農型太陽光発電施設を整備する計画であり、農業法人が引き続き、茶を栽培する計画です。転用の期間は10年間となります。調査に当たっては、先ほど報告がありましたように、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、パネルの配置計画の遮光率が40%以内に抑えられており、すでに完成した施設と

同じ構造であることから、平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、施設と隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われます。ただし、80頁の33番は、北側の農地との間隔について、施設の配置計画を見直すよう指導したところです。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。以上のことから、調査員としては、営農型太陽光発電施設の設置による一時転用は支障がないと判断しました。以上です。

郷原 議席番号11番の郷原です。去る12月23日、記載の委員と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。80頁の36番から39番まで、併せて報告します。申請地は、旧浜田小学校の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、営農型太陽光発電施設を整備する計画であり、農業法人が引き続き、茶を栽培する計画です。転用の期間は10年間となります。調査に当たっては、先ほど報告がありましたように、営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、パネルの配置計画の遮光率が40%以内に抑えられており、すでに完成した施設と同じ構造であることから、平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、施設と隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないものと思われます。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。以上のことから、調査員としては、営農型太陽光発電施設の設置による一時転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請39件です。ご異議ありませんか。

新村 4番新村です。一時転用面積0.81とか書いてありますが、これは先ほど説明がありました支柱の面積の合計なのですか。

下原 はい、そのとおりです。支柱と電柱の面積になります。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

ないようですので、異議なしということでよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、82頁、議案第85号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第85号、82頁から91頁です。82頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は9件で、畑1万7千391㎡となっています。次の83頁から91頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、82頁、1番から9番までを、倉田委員に報告をお願いします

倉田 議席番号8番の倉田です。去る1月13日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

82 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 83 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。申請地は高牧町公民館の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い第 2 種農地の「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 84 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に通路・農機具倉庫を整備する計画です。申請地は鹿屋体育大学の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 85 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 6 棟と進入用道路を整備する計画です。申請地は新川町公民館の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 86 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 7 棟を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 87 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は大黒小学校の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 88 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・堆肥舎・格納庫・ロール置場を整備する計画です。申請地は平和公園の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあるが、既に整備済みの箇所があり、始末書の提出がなされておりました。

次に 7 番ですが、周辺図等は 89 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に駐車場・農産物販売所を整備する計画です。申請地は平和公園の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあるが、既に整備済みであり、始末書の提出がなされておりました。

次に 8 番ですが、周辺図等は 90 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・運動場・ロール置場を整備する計画です。申請地は平和公園の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当する

と思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に9番ですが、周辺図等は91頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・運動場・ロール置場を整備する計画です。申請地は東原インターの南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、説明、報告がありました9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、92頁、議案第86号「農地の競売に係る買受適格証明願いの承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第86号、92頁です。今回は2件です。12月総会において、農地台帳等で申請人が農地の買受適格者であると判断できる場合には、委員による現地調査は省くことに決定したところです。

1番は、農地所有適格法人であり、経営面積が11万5千770㎡で、農地法3条の要件を満たしていることから、農地の買受適格者であると認められます。

2番は、耕種農家であり、経営面積が2万3千389㎡で、農地法3条の要件を満たしていることから、農地の買受適格者であると認められます。以上です。

議長 説明がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に、93頁、議案第87号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第87号、93頁です。今回は2件で、畑4筆、8千87㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、93頁、1番、2番を、畠井委員に報告をお願いします。

畠井 議席番号13番の畠井です。去る1月14日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

それでは、93頁の1番ですが、申請地は、鹿屋中央高等学校の南西に位置し、平成10年から住宅の敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、輝北総合支所の東に位置し、昭和年代から山林化している

とのことでした。状況からしても、大木等もあり、隣地も山林で、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、94頁、議案第88号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第88号、94頁から133頁です。今回新たに、譲渡希望が115頁、234番から243番まで、次に、賃貸借希望が131頁、208番から132頁、211番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

115頁、土地の所有者からの譲渡希望の234番を畠井委員と西元委員に、235番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、236番と237番を中塩屋委員と垣内委員に、238番を園田委員と徳田委員に、239番を堀之内委員と大園委員に、240番と241番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、242番を倉田委員と高田委員に、243番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、131頁、賃貸借希望の208番を寺下委員と持増委員に、209番を堀之内委員と大園委員に、132頁の210番を畠井委員と西元委員に、211番を上之原委員と永山委員にお願いします。

次に、134頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、134頁から141頁です。141頁で説明します。今回は30件で、田11筆、6千212㎡、畑40筆、6万8千720.69㎡、他1筆、1千90㎡、計52筆、7万6千22.69㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、134頁です。1番は、借り手の変更。2番は、売買のため。3番、4番は、借り手の変更。5番は、借り手の都合。

次に、135頁、6番から8番までは、借り手の都合。9番は、借り手の変更。

次に、136頁、10番は、借り手の変更。11番は、売買のため。12番は、借り手の都合。13番は、売買のため。

次に、137頁、14番は、借り手の都合。15番は、借り手の変更。16番は、借り手の都合。

次に、138頁、17番は、借り手の都合。18番、19番は、売買のため。

次に、139頁、20番は、相続のため。21番は、借り手の変更。22番は、貸し手の都合。23番は、相続のため。

次に、140頁、24番は、相続のため。25番は、借り手の変更。26番は、中間管理機構への貸出しのため。

次に、141 頁、27 番は、借り手の都合。28 番、29 番は、借り手の変更。30 番は、貸し手の都合。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、134 頁から 141 頁まで 30 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 10 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ事務局の方から

局 長 はい事務局からお知らせいたします。

輝北の立元委員ですが、昨年 9 月に男の子が生まれまして、農業委員会互助会から出産祝いをお渡ししましたので報告します。

令和 2 年度の先進地研修ですが、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないため、中止といたします。

2 月の「広報かのや」に農業委員の募集について掲載される予定です。募集期間は 3 月 15 日から 4 月 14 日が募集期間となりますのでよろしくお願いします。

それでは 2 月の調査委員を申し上げます。2 月 10 日水曜日、4・5 条の調査が、村山委員、入佐委員でございます。2 月 10 日水曜日、農振の調査が、園田委員、川崎委員でございます。2 月 12 日金曜日、4・5 条の調査が、上野委員、垣内委員でございます。

2 月 12 日金曜日、3 条の調査が、有村委員、大園委員でございます。2 月の総会は、2 月 22 日月曜日の 9 時からとなりますのでよろしくお願いします。

議 長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和 2 年度第 10 回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」  
( 閉 会 )